

意見公募案件一覧表

	定めようとする命令等の題名	根拠法令条項
(1)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成7年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省令第1号）の一部を改正する省令（特定容器利用事業者及び特定包装利用事業者に係る事業系比率）	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第11条第2項第2号ハ及び第13条第2項第2号
(2)	特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令（平成8年厚生省・通商産業省令第1号）の一部を改正する省令（特定容器製造等事業者に係る事業系比率）	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第12条第2項第2号ハ
(3)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条第2項第1号に規定する主務大臣が定める比率（平成8年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省告示第3号）の一部を改正する告示（特定容器比率）	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条第2項第1号
(4)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条第2項第2号イに規定する主務大臣が定める比率（平成8年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省告示第4号）の一部を改正する告示（業種別比率）	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条第2項第2号イ
(5)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条第2項第2号ロに規定する主務大臣が定める率（平成8年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省告示第5号）の一部を改正する告示（業種別特定容器利用事業者比率）	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条第2項第2号ロ
(6)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条第2項第2号ニに規定する主務大臣が定める量（平成8年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省告示第6号）の一部を改正する告示（業種別特定容器利用事業者総排出見込量）	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条第2項第2号ニ
(7)	再商品化義務総量（平成8年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省告示第8号）の一部を改正する告示	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条第3項
(8)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第12条第2項第2号ニに規定する主務大臣が定	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第12条第2項第2号ニ

	める量（平成8年厚生省・通商産業省告示第3号）の一部を改正する告示（業種別特定容器製造等事業者総排出見込量）	
(9)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第13条第2項第3号に規定する主務大臣が定める量（平成11年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省告示第19号）の一部を改正する告示（特定包装利用事業者総排出見込量）	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第13条第2項第3号